

「令和」時代・経済成長戦略

令和元年 5月14日

自政由務民調主査
経済成長戦略本部
党会部

概 要

我々は、政権を回復してから6年余、経済の成長路線を築いてきた。引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融緩和、機動的な財政運営を推進することで時間的土台を確保しつつ、その間に集中的に成長戦略を通じたイノベーションを起こすことにより、経済政策の持続可能性を確保していく。

その際、成長戦略によって目指すゴールとして、以下の4つを掲げる。

- <4つのゴール> - - - - -
- 第4次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用できる環境をいち早く整備、世界に先駆けてイノベーションを生み出し、よりスマートで豊かな暮らしを実現し、地球環境問題や高齢化等の世界的課題を解決する。
 - 第4次産業革命によってもたらされる分散化・パーソナル化の力に合わせて、多様で柔軟な働き方や企業組織を広げ、新たな価値創造社会を実現する。
 - 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、人材・技術・資本を囲い込む組織運営からより開放型、連携型の組織運営に移行し、成長の果実が幅広く分配されるボトムアップ型の経済社会を作る。
 - 国際社会において、我が国が先導役として取り組むことで、プライバシー保護と自由なデータ流通を両立させ、民主主義の持続可能性を確保する。
- - - - -

目標達成に向け、デジタルガバメントの推進、ICTを活用した農林水産業の成長産業化、自動走行の推進、ESG投資の推進、等累次の成長戦略において提言してきた施策の深掘りを行うとともに、以下のとおり、新機軸を打ち出していく。

<新機軸の政策>

●データ利活用のための新たな戦略的枠組みの構築

データ利活用に係る多岐な課題への対応及びデジタル・プラットフォーマーへの対応を行う、省庁横断的かつ多様・高度な専門家で構成される専門組織・司令塔としてデジタル市場競争本部(仮称)を早期に創設する。また、デジタル・プラットフォーマー取引透明化法(仮称)を創設する。更に、個人情報保護法について、内外無差別の適用や匿名加工情報の一層の利活用に向けた改正を検討する。

●マイナンバーカードを活用した新たな経済政策インフラの構築

マイナンバーカードにおける厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドについて、民間の活

力を最大限活用し、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築する。

●政府 IT 予算・調達の一元化

政府におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるため、政府情報システムに係る予算・調達の一元化を図る。

●建築＆金融における DX 推進

DX の個別課題として、建築における BIM の推進、金融におけるプラットフォーム型金融アーキテクチャーへの転換等を図る。

●デジタル技術＆ビッグデータを活用した規制の精緻化

●産業・業種等毎の分配状況の可視化を通じた成長と分配の好循環実現

現預金中心に内部留保が増加し続け、大企業と中小企業との間の生産性・賃金の格差も解消されていないことを踏まえ、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配の状況等を、産業・業種、企業規模等ごとに分析・可視化した上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制を活用して改善を図る。

●雇用の複線化

企業が終身雇用で人材を囲い込み、個人はキャリア形成を企業の人事部に依存するという伝統的な雇用慣行を変革する。このため、企業による通年採用、中途採用の拡大、評価・報酬制度の見直しを促していくとともに、兼業・副業の拡大に向けた施策を進める。

●地方への経営人材・プロフェッショナル人材の還流

地方における経営人材の不足を補うため、地域金融機関を中心に「地域人材確保支援団体（仮称）」を創設し、その支援を受けながら、「認定人材紹介事業者（仮称）」の斡旋を通じて、各種人材を獲得していく方策を構築していく。

●競争政策の特例的取扱いを通じた地域の基盤インフラの維持

地域基盤企業として、乗合バス及び地域金融機関に限って、その機能を維持するため、経営統合等について独占禁止法の特例的取扱いを講じる。

●バイオエコノミーの推進に向けた省庁横断的計画の策定

今後、当本部としては、医療・介護・ヘルスケアの世界におけるデジタル化、もの作り現場のデータの利活用、おもてなしや職人技能など経験則・暗黙知のデジタル化など、我が国の勝ち筋分野についての検討を深めていく。

目次

はじめに	1
1. 第4次産業革命時代の「成長と分配の好循環」	2
(1) 既存大企業を通じたオープンイノベーションの促進	2
(2) 産業セクター毎の付加価値配分の可視化と適切な分配の実現	3
(3) 人的資本投資の促進：人生100年時代の働き方改革、人材投資	4
(4) Society5.0社会の新たな経済政策インフラの構築	6
(5) 経済成長に資するインフラの構築	7
2. 開かれた日本の実現～イノベーションで世界をリードする～	7
(1) インバウンド直接投資の質的転換を図り、世界の最新を日本の方へ	7
(2) アジアをはじめとする成長市場の獲得	8
3. 地域活性化への取組を加速	9
(1) 地域経済圏の人材不足企業と東京圏中心の人材のマッチングによる人材流動化	9
(2) 事業承継を含む多様な担い手による創業の推進等	11
(3) 地域のインフラ維持と競争政策	12
(4) ITを活用した地域公共交通の再生（いつでも自由に移動できる社会へ）	13
(5) ロボット、AI、ICT等の先端技術を活用した「スマート農林水産業」の推進	15
(6) 観光立国の実現	16
(7) シェアリングエコノミーの積極的な推進	16
4. デジタル時代の国際ルール整備と国内データ流通基盤の整備	16
(1) ディストピアでなくユートピアの構築へ	17
(2) 我が国主導の国際的データ流通環境の構築	17
(3) 国内データ流通環境・基盤の戦略的整備	18

5. デジタルトランスフォーメーション（DX）～政府と企業のデジタル化～	19
(1) 生産性向上を妨げる「レガシーシステム」の解消.....	19
(2) 中小企業のスマート SME プロジェクトの推進.....	20
(3) 公共部門における DX の促進.....	20
(4) 個別領域での DX 推進.....	21
(5) 誰もが DX の利便性を享受しうる共生社会の実現.....	23
6. データ駆動社会の基盤整備.....	23
(1) AI・データ時代の人材育成のための教育システム改革.....	23
(2) デジタル基盤整備.....	25
(3) デジタル時代の規制の再設計・官民連携によるルール作り.....	26
(4) データ駆動社会の公正・透明なルール整備.....	27
7. SDGs への取組み加速とイノベーションへのチャレンジ.....	28
(1) SDGs と ESG 投資の推進.....	28
(2) イノベーションを通じた環境課題の解決.....	29
(3) 再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現.....	29
(4) ESG の充実と金融と環境・経済・社会の統合的向上を図る地域循環共生圏	30
(5) STI for SDGs の取組加速化	30
(6) 科学技術イノベーションの国際的・戦略的展開.....	31
(7) バイオエコノミーが切り拓く新たな成長.....	31

「令和」時代・経済成長戦略

自由民主党 政務調査会
経済成長戦略本部

我々は、政権を回復してから6年余、経済の成長路線を築き、「令和」という新たな時代を力強い経済とともに迎えた。引き続き、足元で続く不安定な国際経済環境に左右されない、堅実で強靭な経済運営を実施していく。

この間、当本部の前身組織である経済構造改革特命委員会では、3回にわたり、第4次産業革命がもたらす Society5.0 の実現に向けた諸施策を中心に提言を行い、成長路線を牽引してきた。今回の提言は、これまでの提言を受け継ぎながら、現時点で早急に取り組むべき課題に焦点を当てて整理したものである。

政府においては、本提言を適切に政策に反映するとともに、これまでの提言の進捗状況等についてフォローアップを行い、6月中に報告するよう求める。

また、時間の制約もあり当本部では直接取り上げなかつた論点についても、政務調査会として部会・調査会・特別委員会等様々な場で横断的に議論・提言がされており、政府においては、全体を今後の政策に適切に盛り込むことを求める。

さて、令和の新時代に我々に突き付けられている課題は何か。

それは、第4次産業革命の持つ可能性を世界に先駆けて開花させ、全ての国民がその成長の恩恵を受けられるようにすることである。

このためには、第一に、第4次産業革命において最大の資源となる「データ」を利活用できる環境をいち早く整備し、世界に先駆けてイノベーションを生み出す必要がある。これにより、地域の暮らし、国民の生活がよりスマートで豊かになる社会を作るとともに、地球環境や高齢化等の世界が直面する課題の解決を通じて持続可能な経済社会の構築に向けて貢献する。

第二に、第4次産業革命によってもたらされる分散化・パーソナル化の力に合わせて、多様で柔軟な働き方や企業組織・文化を広げる必要がある。これにより、個人が組織に縛られ過ぎず、自由に個性を発揮しながら、付加価値の高い仕事が出来る、新たな価値創造社会を実現していく。

第三に、第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、従来の、人材・技術・資本の自前主義、団い込み型の組織運営を脱し、縦割りを排した開放型、連携型の組織運営に移行していく必要がある。これにより、第4次産業革命による成長の果実が、全ての地域、全ての国民、中小・小規模事業者を含む全て

の企業に幅広く分配される、ボトムアップ型の経済社会を作っていく。

第四に、国際社会においてデータが国家主義的に囲い込まれることを防ぎ、データの自由な流通を確保するため、我が国が先導役として取り組むことにより、プライバシー保護と自由なデータ流通を両立させ、民主主義の持続可能性を確保する必要がある。その前提として、我が国自身のデジタルトランスフォーメーションを多面的・横断的・統一的に進めていく。

このように、第4次産業革命に対応し、イノベーションの促進、働き方改革、分配の仕組みの強化、国際的なルール整備を進めることで、デジタル化時代における「個人が主役の経済社会」、「よりスマートで豊かな暮らしが実現する経済社会」、「成長と分配の好循環によるボトムアップ型の経済社会」、「世界課題を解決する持続可能な経済社会」をいち早く実現し、世界に発信することを目指す。

このため、引き続き、アベノミクスにおける大胆な金融緩和、機動的な財政運営を推進することにより、こうした課題解決に向け限られた時間的土台を確保しつつ、その間に集中的に成長戦略を通じたイノベーションを起こすことで、経済政策の持続可能性を確保していく必要がある。

こうした問題認識をもちながら、当本部では、5つのプロジェクトチームを組成し多面的な課題について検討を行ったので、以下提言する。

なお、今後、当本部としては他の調査会・特別委員会等とも連携しつつ、我が国の勝ち筋についての検討を深めていく。具体的には、医療・介護・ヘルスケアの世界におけるデジタル化、もの作り現場のデータの利活用、おもてなしや職人技能など経験則・暗黙知のデジタル化などの分野について、世界展開可能なプラットフォームを早急に構築する検討を深めていく。

記

1. 第4次産業革命時代の「成長と分配の好循環」

(1) 既存大企業を通じたオープンイノベーションの促進

第4次産業革命を実現するためには、企業によるイノベーションを促進する必要がある。イノベーションの担い手として、引き続きベンチャー企業への期

待は大きく、その育成は重要であるが、懷妊期間の長い研究開発投資が必要となる第4次産業革命においては、資金・人材面で豊富なリソースを有する既存企業・大企業の役割も重要となる。

近年の米国では、ベンチャー企業の出口がIPOから事業会社への売却へと移行してきている。これは、第4次産業革命によって、ベンチャー企業の有する技術の潜在可能性について情報ギャップのある資本市場への新規上場より、事業会社による買収が資金の出し手として重要性を増しているからである。

また、我が国では、オープンイノベーションという場合、大学や公的研究機関との連携が主流となってきたが、今後は、大企業とベンチャー企業の連携や既存企業によるベンチャー企業の買収、競合既存企業同士の協調が重要となる。協調すべきは協調し、競争すべきは競争する、これによって新たな付加価値を共創するCo-Opertitionが必要になる。

更に、日本では、欧米と異なり、企業年齢が上昇すると利益率が低下する現象が見られるが、日本においても、既存企業は内部資金を効率的に配分し、収益性の高い事業あるいはベンチャー企業への投資を飛躍的に進める必要がある。このため、法制度のあり方や税制・予算措置を含め、総合的な対応策を政府は検討する必要がある。その際、成熟事業と新規事業を同じ企業組織で運営することには困難が伴うことが指摘されており、企業本体から独立した「出島」の活用などを進めていく必要がある。

（2）産業セクター毎の付加価値配分の可視化と適切な分配の実現

～中小・小規模事業者への適切な成長の果実の配分～

アベノミクスにより短期間で「デフレではない」という状況を創り出し、企業利益は史上最高水準、雇用環境も大きく改善するなど、確実に成果が生まれている。他方で、現預金を中心に企業の内部留保は増加し続け、大企業と中小企業との間の生産性や賃金の格差も解消されていない。

息の長い持続的な経済成長を実現するためには、中小・小規模事業者や地域経済を含め、生産性向上と賃上げを両輪で進めることで、経済の好循環を実現していく必要がある。

このため、中小・小規模事業者の生産性向上を全力で支援するとともに、最低賃金について、名目GDPの成長率にも配慮しつつ年率3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均が1,000円となることをを目指す。なお、地域間格差については、4年連続で改善をしているが、全国津々浦々に景気回復を及ぼすことを通じ、配慮していく。

その上で、以下の取組を通じて、大企業・中小企業間、親事業者・下請事業者間、東京・地方間、事業者・働き手間等の適切な分配を確保していく。

①産業毎のきめ細かな取引関係の適正化

中小企業の経常利益は過去最高である一方、労働や資本への分配は伸び悩んでいるが、こうした状況は産業や企業規模によって大きく異なり、下請事業者の中には、親事業者からのコスト低下圧力が賃金を引き上げられない原因との声もある。

このため、利益や付加価値の状況、労働や資本への分配の状況等を、産業・業種、企業規模等ごとに分析・可視化するなどした上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、競争法制や中小企業法制をフル活用して、改善を図っていく。

②親事業者と下請事業者の協働の高度化

第4次産業革命による経済社会構造の変化に対応し、サプライチェーンを維持・強化、更には発展させていくため、親事業者と、その競争力の源泉たる下請事業者の関係性をより高度化させていく。

このため、親事業者と下請事業者との連携によるオープンイノベーションやEDI活用等の促進を下請振興基準に盛り込み、大企業と中小企業の連携を促す税制や補助金の活用促進を図るとともに、親事業者による下請事業者の取組への協力を懇意にしていく。更に、大企業・大学等による共同研究等のオープンイノベーションの推進のため、技術研究組合を活用した新会社の設立など、制度をより利用しやすくするための検討を進める。

(3) 人的資本投資の促進：人生100年時代の働き方改革、人材投資

経済成長を支える原動力は「人」である。劇的なイノベーションや若年世代の急減が見込まれる中、国民一人一人の成長と能力発揮を促すためには、社会全体で人的資本への投資を加速する必要がある。このためには、Society5.0時代、人生100年時代に相応しい学び方・働き方を実装する必要がある。

①多様で柔軟な働き方を拡大することによる雇用の複線化、兼業・副業の拡大

第4次産業革命や人口減少など変化が激しい時代には、企業も個人も、変化に柔軟に対応し、ショックへの強靭性を高めていく必要がある。

このためには、企業が終身雇用で人材を囲い込み、個人はキャリア形成を企業の人事部に依存するという伝統的な雇用慣行を変革する必要がある。今後は、多様で柔軟な働き方を拡大することで、雇用を複線化し、企業と労働者の双方が、様々な選択肢を認識した上で選択することが重要である。

このため、足元で進む新卒一括採用のあり方の見直しに合わせ、企業による通年採用の取り組み、中途採用の拡大、評価・報酬制度の見直しを促していく必要がある。この際、経営改革力に限界のある中小企業に対しては、これらの見直しのための支援を行う必要がある。

また、政府は、現在は選択的開示項目にとどまっている中途採用の実績開示について、個々の大企業に対し、中途採用比率の情報公開を求めるなどにより、一層の見える化を図っていく必要がある。

さらに、多様な働き方の観点からは、兼業・副業の拡大も重要であり、所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じ、本業へのフィードバックや別の選択肢の準備・移行も可能となる。他方、情報管理や労働時間・健康管理についての懸念に対応するため、政府として、兼業・副業の拡大に向け、課題の論点整理を加速するとともに、兼業・副業について規定したモデル就業規則等の普及促進や取組事例の展開、兼業・副業を認めているか否かについて大企業に開示を進める等により、兼業・副業の促進・定着を図っていく必要がある。

更に、技術の進展により、世界各国で「ギグ・エコノミー」と呼ばれる新しい就業形態が増加している。我が国においても個人事業主・フリーランスが増加しており、シェアリングエコノミーの促進とともに、こうした働き方を選択できる環境を整えていくことも重要であり、経済関係法に加え労働関係法の適用の在り方について検討を深めていく。

②高齢者の就労促進のための多様な選択肢を許容する仕組みの構築

高齢者の状況は個々人によって大きく異なることを踏まえ、働く意欲がある高齢者の就業機会確保については、多様な選択肢を許容する仕組みとすることが必要である。政府は、70歳までの就業機会の確保を円滑に進めるため、一定のルールの下で各社の自由度を残し、個々の従業員の特性等に応じて対応する仕組みを検討すべきである。

③企業における人材投資の活性化・見える化

能力開発・キャリア形成は、労働者一人一人が自らの責任で主体的に取り組むことが重要であるが、企業としても、従業員の学び直しによる能力発揮を支

援する必要がある。

先ずは、昨年のコーポレートガバナンス・コード改訂により、人材投資をはじめ経営資源の配分等に関する説明について定められたことを受け、今後、その実施状況についてフォローアップする。

また、機関投資家等のステークホルダーと関係省庁が連携して、働き方改革の実施状況を含めた企業価値向上に資する人的資本の非財務情報の活用の在り方について検討を進めるべきである。さらに、人材投資に関する開示の状況について調査し、好事例の収集・公表を行い、企業における開示の充実を促進していくべきである。

④人的資本形成を下支えする予防・健康づくり

人生100年時代において、一人一人が能力を発揮し、幸せな人生を送るには、疾病・介護予防等を通じた健康確保も重要である。

予防・健康づくりは、地域や職域における保険者の役割が大切であり、保険者努力支援制度や介護インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金）等を大胆に強化するとともに、生活習慣病の重症化予防や健診等の受診率向上、介護予防の取組成果、介護助手など高齢者就労・活躍推進の実施状況等を高く評価していく必要がある。

また、健診等の受診率向上を図るとともに、結果の通知が個人の行動変容につながることが重要であり、ナッジ理論も活用しつつ、健診データを分かりやすく本人へ提供するため、全体・平均値との比較や将来予測等の情報の充実を図る必要がある。

さらに、ヘルスケアポイントなど健康づくりへの個人のインセンティブ付与や、健康づくりに取り組みやすい街づくりなど、個人の気づきや行動変容を促す仕組みを、広く構築していく必要がある。

また、全身の疾患との関連性が指摘される歯周病等の歯科疾患対策を強化するため、歯科健診機会の拡大、医科歯科連携等を充実していく。

高齢者については、フレイル対策・認知症予防等を効果的に実施すること、後期高齢者医療制度における保健事業と介護予防の一体的な実施が重要である。

（4）Society5.0社会の新たな経済政策インフラの構築

～マイナンバーカードを活用したキャッシュレス決済基盤の構築～

Society5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マ

イナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築することとし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをクレジットカードや電子マネーで購入できるようにするほか、民間の各種ポイントとの交換も可能にしていく。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポートなどに自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

併せて、国や地方自治体が実施する子育て支援金等各種の現金給付をポイントで行うことにより、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげていく。

既に、消費税率引き上げの際の消費平準化対策として、来年7月以降のマイナンバーカードを活用した自治体プレミアムポイントの発行準備が進められているが、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤になるよう、官民でのタスクフォースを立ち上げるべきである。

(5) 経済成長に資するインフラの構築

グローバル経済の中で、日本が国際競争に勝ち抜く基盤となるインフラの構築を進めるとともに、いかなる事態にあっても日本経済を支える産業のサプライチェーンが途切れることのないよう、日本の持続的な経済成長を支える災害に強い強靭なインフラの整備を行うことが必要である。また、これからの第4次産業革命時代に向けて、データ、センサー、AI、IoT、自動運転などの新しい技術を活かし、サステナブルな経済成長に資する効率的で利便性の高いインフラの構築を進めるべきである。

2. 開かれた日本の実現 ~イノベーションで世界をリードする~

(1) インバウンド直接投資の質的転換を図り、世界の最新を日本の地方へ

対日直接投資は、優れた技術や新たなノウハウをもたらし、イノベーション創造

や技術集積の高付加価値化を促進する。安倍政権の発足後、対日直接投資残高は着実に増大し、30兆円に届きつつあり、約52万人の雇用に貢献しているが、対内直接投資残高の対GDP比で見た場合、我が国は5.2%と世界201カ国中、ベネズエラ、北朝鮮に次ぐ第3位の低さとなっており、取組の加速化が必要である。

①世界のスタートアップが集い、イノベーションを起こす日本の実現

世界はスタートアップ誘致を巡る大競争時代に突入している。我が国におけるイノベーション創発力の強化のため、海外のスタートアップ企業やスタートアップ・エコシステムを日本に誘致する。

既に一部の自治体では起業家への在留資格付与(スタートアップビザ)制度の活用、スタートアップ企業への賃料補助、起業支援施設の運営等の取組を行っているが、こうした取組を横展開するとともに、AIやクラウド技術など、変化の著しい革新技術分野に適格に対応できる在留資格(高度人材など)の見直しを図っていく必要がある。

また、一層の投資環境向上に向けて、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化等、ビジネス環境を不斷に改善していくとともに、世界銀行の Doing Business ランキングの順位向上等にも取り組む。

②海外からの直接投資で地方を元気に

国内における人手不足、事業承継など地域の社会課題に対応すべく、各地域の強みや特色を活かした外国企業誘致を推進する。その際、インバウンド観光推進と対内投資の相乗効果を生む取組を加速化させる必要がある。

このため、自治体首長による効果的なトップセールスや自治体の情報発信・誘致体制強化を促すとともに、JETROと地方自治体の連携を更に強化し、地方の魅力的なビジネス環境を世界に対して発信していくべきである。

(2) アジアをはじめとする成長市場の獲得

日本国内のマーケットが縮小する一方、アジアで大量の中間所得層が誕生する。大企業のみならず、中小企業も、また製造業のみならず、農林水産業やサービス業、コンテンツ産業も、世界を舞台として稼いでいく必要がある。

①SDGs達成をビジネスチャンスに

世界的に人口増が続き、SDGs達成による持続可能な成長の重要性が国際的に高まり、G20やTICAD7を主催する我が国に対しても、SDGs達成に向け

た貢献が求められる中、これをビジネスチャンスととらえ、保健・ICT・郵便等の我が国の優位性を活かせるツールを用いた世界の社会的課題の解決を図るため、国際機関とも連携したルール形成、人材育成、パイロットプロジェクトを推進し、アジア、アフリカ、中南米などの成長市場における我が国企業の受注拡大等につなげていく。

環境分野のインフラ海外展開戦略を踏まえ、廃棄物発電や浄化槽等、途上国におけるプロジェクト形成に向けたパッケージ支援を実施するほか、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ日本の優れた脱炭素技術等の国際展開を図る。

②FTAも活用し、世界で稼ぐ中堅・中小企業の実現

我が国が自由貿易の旗の下で推進してきた日EU・EPAやTPP11が発効したことは、世界に貿易保護主義的な動きがみられる中での大きな成果である。これらの協定発効を好機ととらえ、Eコマースを通じた輸出の拡大等を通じ、中堅・中小企業による海外展開及び農産品輸出を促進すべきである。さらに、我が国のような地域の魅力を取り上げる放送番組等のコンテンツを海外に展開し、地域へのインバウンドの拡大や地域産業の海外展開につなげていく。

③海外のインフラ事業を収益源に

我が国に優位性のある質の高いインフラの海外展開において、我が国企業による設備や建設の受注という、「日本単独・売り切り」のモデルを超えて、柔軟な発想で本邦企業による安定的利益を確保していく必要がある。このため、日本企業と他国政府・企業等との連携強化により、案件発掘・形成力、資金調達、コスト競争力、テロへの安全対策を含むリスク対応力を磨きビジネス機会を拡大すべきである。また、新興国においても官民連携（PPP、PFI）によるインフラ運営が拡大していることを踏まえ、海外インフラのシステム受注のみならず、経営や運営・メンテナンスへの継続的な関与を後押しするべきである。

3. 地域活性化への取組を加速

（1）地域経済圏の人材不足企業と東京圏中心の人材のマッチングによる人材流動化

地域経済圏における「経営人材やプロフェッショナル人材の不足」と東京圏

を中心に対応が求められる「人生100年時代の新たな活躍の場」をマッチングさせ、地方の意欲ある中小企業等の魅力を引き出し、地域を牽引する取組みへとつなげていくことが重要である。このため、以下のとおり、地域の企業が「地域人材確保支援団体（仮称）」の支援を受けながら、「認定人材紹介事業者（仮称）」の斡旋を通じて、各種人材を獲得していく方策を構築していく。

- 地方公共団体が業務委託する団体、地域金融機関やその出資する会社などの中から、「地域人材確保支援団体（仮称）」を認定し、地域の個々の中小企業・小規模事業者が必要とする人材の要件を明確化する際の助言、採用活動の支援、「認定人材仲介事業者（仮称）」のデータベース等を活用した人材の斡旋、雇用後のフォローアップ等を実施。
- 地方向け人材サイトを設立しているとともに、転職のみならず兼業・副業・出向など多様な働き方に対応できる能力を有する者を「認定人材紹介事業者（仮称）」として認定し、地方向け人材の斡旋事業を実施
- ビジネス人材の採用に成功した際や認定人材紹介事業者のデータベースに中小企業が登録した際など、その実績に応じて、その経費に対する助成を行う。

上記の枠組みを円滑に機能させるため、次のような取組みが必要である。

- 中小企業等にとっては、大企業の従業員等が兼業・副業を通じて参画するなど、フルタイム以外の方法での人材の採用・活用も有効である。こうしたフルタイム以外の方法での人材の採用・活用に際しては、事前に、業務をタスクレベルに細分化し、業務の範囲・責任や必要な能力等を明確に具体化・限定化することが有効である。このことは、業務時間を含め、タスク毎の負荷を分散することにつながることから、女性や高齢者を含む多様な人々の就労を促すことにもつながる。

このため、自治体や金融機関等の参画等により、各企業の業務を細分化し、必要な業務を明確化するといった取組みを推進すべきである。

- 大企業と異なり、中小企業においては、法務・労務・財務等の各機能別に人材を採用できず、経営者等が一人で何役も兼ねているといった例も多い。

こうした中で、専門スキルを有する者が地域の複数の企業で兼業・副業を行うなどの人材のシェアリング推進も有効と考えられることから、取組事例等を共有・展開していく。

- 東京圏の大企業等から人材を「押し出す」政策として、兼業・副業の促進や、移住に対するインセンティブ措置の拡充、テレビやSNSなどの媒体を通じたムーブメントの醸成を行っていくことが必要。

地域経済圏と首都圏との人材マッチングとともに進めていく必要があるのは、地域経済圏内での人材マッチングである。その際、地方大学は、地域の人材・情報の集積拠点となり得る。地域のニーズを踏まえた大学改革の取組についても、状況や課題を分析し、効果的な展開を図っていく。

(2) 事業承継を含む多様な担い手による創業の推進等

地域経済において、中小企業・小規模事業者の数が経営者の高齢化に伴い急激に減少し、廃業企業のうち半数が黒字企業であるなど、事業者の退出（倒産・廃業）が日本経済全体の生産性を押し下げている。

このため、10年間にわたって相続税や贈与税を実質的に全額免除する事業承継税制を、昨年法人向け、本年個人事業者向け、と立て続けに措置するなど、大胆な措置を講じており、その活用を徹底していく。

また、一貫して減少傾向にあった起業希望者数について、ICT技術の発展や働き方改革の進展に伴い、兼業しながら起業する起業家や、女性・シニアの起業家など増加の兆しが見られる。同時に、経営者の高齢化に伴って経営資源の譲り渡しを希望する事業者が増加しており、新たな起業家が経営資源を引き継いで創業・承継できる機会が拡大している。

こうした状況を好機と捉え、これまで重点的に支援してきた親族内の事業承継とともに、多様な担い手による「低リスク・低コストの創業・承継」を促進することとし、創業の担い手の属性毎の課題に応じて、以下のとおり、資金の不足、経営資源の不足、安定的な仕事の不足等の課題に対して多面的に取り組んでいく。

- 事業立上げ、設備投資・IT導入等の資金調達場面で、既存補助金における加点補助を含め、創業推進補助金制度の創設
- 経営資源引継ぎ型創業を促進するため、土地、建物、設備等の経営資源に係る情報を含めた事業引継ぎ支援データベースの抜本拡充、後継者人材バンクの全国展開。併せて、ベンチャー型事業承継・第二創業を促進するため、事業承継補助金を活用してこれらを重点支援

- 経営者保証が事業承継の障害とならないよう、新旧経営者から原則として二重徴求を行わないことや、経営者保証解除のための専門家による確認・支援
- 自治体等が行う創業支援の側面支援（セミナーの連携等）
- 調達割合目標の引上げ、自治体における取組状況の見える化等、官公需における創業間もない事業者への発注の拡大

なお、引き続き、専門家や地域の支援機関を通じて、地域未来牽引企業等を含む地域中核企業による新事業展開を促進していくとともに、グローバルな展開も視野に入れた事業化戦略の策定、新製品・新サービスの開発、事業化、販路開拓を強力に支援し、具体的な成果に結びつけていく必要がある。

（3）地域のインフラ維持と競争政策

地域銀行及び乗合バス等の事業者は、地域における基盤的サービスを提供し、破綻すれば地域に甚大な影響を与える可能性が高い「地域基盤企業」とも言える存在であり、その維持は国民的課題である。

他方、これら2分野の事業者は、現在、少子化、人口減少の中で、地域において、その経営が急速に悪化しており、インフラ機能維持のため、その経営力強化が喫緊の課題である中、その選択肢として、経営統合や共同経営の実施が見込まれる。

このため、こうした地域基盤企業に限定して、以下のとおり、経営統合等に関して、特例的な措置を講ずることにより、地域の経済、産業、社会の崩壊を防ぐことを検討すべきである。その際、経営統合等から生じる消費者・利用者への弊害を防止し、経営統合等の果実を地域のインフラ維持や経済発展に活用するなどにより、独占禁止法の究極的な目的である「一般消費者の利益」の確保を達成することが不可欠であり、公正取引委員会及び主務官庁のいずれの知見も最大限生かされるよう、両者の緊密な連携を前提とするものとする必要がある。

- 乗合バス等については、従来より、地域公共交通活性化法に基づき協議会が設置され、地域公共交通網形成計画の策定と実施が行われてきた。しかしながら、同協議会の下であっても、具体的な運賃・料金、運行回数、路線等を事業者間で協議することは独占禁止法に抵触するおそれがあるとされ、計画の策定・実施に障害があるとの指摘もあった。このため、こうした協議会等の枠組みに基づく、乗合バス事業者の路線、運行

間隔、運賃等についての共同経営等の独占禁止法の適用除外を図り、事業者や地域にとって明確な枠組みを整備する必要がある。

●地域銀行については、今後、業績悪化等の状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすことが懸念され、その業務の特殊性から早期の業務改善が必要である。この点、地域銀行の業績が悪化するなど競争の持続が困難である場合の経営統合が問題になることはないというのが独占禁止法の基本的考え方であるが、個別の経営統合における判断の予見可能性は十分でない。このため、業績悪化により当該銀行が業務改善を求められており、この状態が継続すれば、当該地域における円滑な金融仲介に支障を及ぼすおそれがある場合について、早期の業務改善と地域における金融機能の維持のために、マーケットシェアが高くなっても経営統合が認められることについて、特例的に明確にすべきである。その際、公正取引委員会及び監督当局は、当該銀行が不当な金利引上げやその他の融資条件の悪化のような弊害を防止する措置を適切に実施しうるか、また、経営統合により生じる余力の範囲で地域経済への貢献に関わる取組を実施することが可能か、といった点について検討するとともに、統合の後も検査・監督を通じて監視できるようすべきである。なお、上記弊害防止措置や地域貢献措置については、一般消費者の利益の確保の観点から、公正取引委員会の見解が最大限尊重されるようにするべきである。

(4) ITを活用した地域公共交通の再生（いつでも自由に移動できる社会へ）

人口減少に伴い、地方の公共交通の維持が難しくなる一方、人生百年時代の中で高齢者が生きがいをもって活動できるための移動の確保は喫緊の課題である。また、2020年訪日観光客4000万人の目標達成に向けても、地方での公共交通の確保は重要である。こうした観点から、以下の取組を加速する。

①交通事業者が自家用有償旅客運送に協力する場合の法制整備

地方のいわゆる交通空白地域において、地域合意の下、市町村等が運送主体となって提供する自家用有償旅客運送について、制度を利用しやすくするための見直しが必要である。具体的には、市町村の委託等を受ける等により市町村との連携の中で、交通事業者が自らのノウハウにより自家用有償旅客運送に協力する場合の法制を整備すべきである。なお、この場合、事業者が

参画する前提のため、地域における合意形成手続きを容易化すべき。

また、観光客にも対応するため、地域住民のみならず来訪者も対象とすることを明確化するとともに、交通空白地の広域的な取組を促進していく。

②利用者利便のためのタクシーの相乗りの導入

タクシーの相乗りの導入は、利用客は低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者の生産性向上につながることから、地域や要件の限定をかけずに、導入を図るべきである。その際、スマートフォンのアプリによるマッチング、乗車距離（オンデマンドなルート選定）に応じた割り勘料金（事前確定）とキャッシュレスによる、利用しやすい環境整備を図っていく。

③地域における自動運転を実現

地域課題を抱える地方において、自動運転を早期に実現していくことが重要である。道路交通法や道路運送車両法の改正などの制度整備を通じて、レベル3での自動運転車の市場投入を早期に実現するとともに、中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転サービスやバスの自動運転サービスなどの地域のレベル4実現に向けた取組を支援していく。同時にレベル4に向けた制度整備についても更に検討を加速化していく。

④シームレス・キャッシュレスなモビリティ体系（MaaS等）の実現

複数の交通手段や行先での宿泊・サービスの予約などをスマートフォンで一括して手配し、キャッシュレスで、無駄な待ち時間なく、スムーズに移動できる便利なサービス（いわゆる MaaS : Mobility as a Service）が世界的な流れとなっている。我が国においても、住民のみならず、観光客の潜在需要を掘り起こし、地域交通の再生に貢献することが期待されている。

こうしたサービスを、地域の様々な事業者・自治体が展開しようとする取組を支援し、様々な好事例を創り出していくとともに、各事業者間のデータ連携のための環境整備を図っていく。

⑤ドローンによる有人地帯での目視外飛行サービスの実現

地方においては、人流のみならず、物流網の維持等も重要な課題となっているとともに、インフラ点検、農業、警備等におけるドローンの活用も期待されている。ドローンについては、無人地帯での目視外飛行が昨年解禁となつたが、引き続き、2022年度目途にドローンによる有人地帯での目視外飛

行サービスの実現を目指し、技術開発や制度の設計を加速する。

(5) ロボット、AI、ICT 等の先端技術を活用した「スマート農林水産業」の推進

農林水産分野の従事者が減少する中、農林水産業を維持・発展させていくには、ロボット、AI、ICT 等の先端技術を活用し、生産性を向上させていくことが欠かせない。

①スマート農業の現場導入による誰もが取り組みやすい農業の実現

ドローンによる農薬・肥料の散布、スマートフォンによる遠方の水田の水管理、除草ロボットによる除草作業、植物工場等におけるセンサーを通じた環境制御などのスマート農業技術が見られてきている。これらの先端技術の活用により、中山間地域を含む様々な地域において生産性の向上が図られ、新規就農者を含め誰もが取り組みやすい農業の実現、人手不足や耕作放棄地の解消が期待される。その実現に向け、以下、技術開発から現場実装まで体系的に取り組む。

- 中山間地を含め現場で導入しやすいスマート農業技術の開発に取り組むとともに、誰でも見て試せるスマート実証農場を設置する。
- 農業者がスマート農業を始めるに当たってのサポート体制を整備するとともに、共同利用などスマート農業技術を導入しやすい取組を促進する。
- 散在する農地を広域的に確認できるよう、ドローンの目視外飛行の拡大を実証的に行うなど、ドローンの利用拡大に向けた検討を早急に行う。

②ICT や自動化機械等の活用で、若者や女性にとって魅力ある林業現場の実現

我が国の森林は本格的な利用期を迎えており、木材生産量が年々増加するなど明るい兆しも見えるが、林業現場は、「きつい、危険、高コスト」から脱却しきれていない。

このため、手間のかかる森林情報の収集や造林に当たり航空レーザ計測やドローン等を活用するとともに、伐採や運搬を自動・遠隔操作で行う林業機械の開発、ICT を使った生産管理等を進め、自伐型林業を含めた様々な林業経営者とともに、若者や女性にとって魅力ある産業への転換を図る。

③「スマート水産業」の推進により、先端技術やデータを活用した漁業・養殖業を実現

漁業や養殖業は、漁業者や養殖業者の経験や勘が重要である一方、漁業者

の高齢化や漁村の過疎化により担い手が不足しており、ICT や AI 技術を活用した効率化や省力化とともに、経験知の円滑な承継が求められている。

このため、経験が少ない漁業者でも漁場を予測できるよう、漁場予測情報などをスマートフォン等に表示できるシステムの実現を図るとともに、養殖業者が養殖場の水温等のデータをいつでもどこでも見ることができ、遠隔操作で最適な量や方法で給餌できるシステムの利用の拡大に向け取り組む。

④データ連携基盤によるスマートフードチェーンの確立

流通、食品製造、輸出産業等とも連携し、生産現場と流通・加工、販売消費まで一貫したデータ連携基盤を構築することにより、我が国が誇る高品質な農産物・食品の付加価値を高めながら、国内外の市場や消費者のニーズに機動的に答えるスマートフードチェーンを世界に先駆けて確立し、農水産業における Society5.0 の実現を進める。

(6) 観光立国の実現

観光立国実現に向けた取組を加速化させ、外国人観光客のさらなる地方への誘客や滞在の促進を進める必要がある。このため、地域における外国人観光客の受入環境整備を促進させるとともに、夜間・地方のコンテンツ開発や深夜運行などの交通アクセスの充実、文化・スポーツなどの体験型コンテンツの開拓、持続可能な観光地域づくり等に一層取り組むべきである。

また、地域づくりの担い手として期待される「関係人口」の創出・拡大に向け、地域外からの交流の入り口を増やすための取組を進めるべきである。

(7) シェアリングエコノミーの積極的な推進

我が国の地域においてもシェアリングエコノミーの活用事例が多く見受けられるようになっている。シェアリングエコノミー活用推進事業なども活用しながらモデル事業として多くのスキームの検討・開発を行い、そこで生まれるベスト・プラクティスの横展開を図り、地域の自立や定住、共助の促進等を目指す。

4. デジタル時代の国際ルール整備と国内データ流通基盤の整備

～信頼あるデータフリーフローの構築～

(1) ディストピアでなくユートピアの構築へ

第4次産業革命において、新たなサービスやビジネスの源となるのは、「21世紀の石油」といわれる「デジタルデータ」であり、データの利活用の優劣が、各国の競争力を左右する重要な要素の一つとなりつつある。

こうした中、米国は GAFA(=Google, Apple, Facebook, Amazon)に代表される巨大デジタル・プラットフォーマーの存在を背景にデータの自由な流通を標榜する一方、これらの巨大企業によるデータの寡占や囲い込みへの懸念も指摘されている。EUにおいては、個人の一層のプライバシー保護を目的に GDPR(一般データ保護規則)を制定する等、EU域内に閉じたデータ流通を進める動きが見られる。他方で、中国においては、国家情報法等に基づき政府によるデータの一元管理を進める動きが見られるなど、各国は独自のデータ戦略を追求している。

経済社会のデジタル化が、革新的なサービスやイノベーションがグローバルに次々生み出される「ユートピア」につながるか、特定の国や企業がデータを囲い込み、国家が全面に出て監視社会を強く意識する「ディストピア」となるのか、世界的に大きな岐路に立っている。安倍総理が本年1月の世界経済フォーラム（ダボス会議）で提唱された通り、我が国として DFFT（Data Free Flow with Trust）をリードしていくことが重要である。

あわせて、その前提となる国内におけるプライバシーやセキュリティ確保のためのルール・体制整備、さらには、Society5.0を支えるデータ流通政策を推進するための戦略的体制の整備や民間におけるデータ流通を促進する取組の強化についても早急に検討することが必要である。

(2) 我が国主導の国際的データ流通環境の構築

①DFFTの枠組み構築について国際的な議論をリード

プライバシーやセキュリティ等、相互の信頼性が確保された国家間連携の構築に向け、データの安全・安心との自由な流通を両立する国際的枠組みを早急に形成していく必要がある。

その際、日本の強みを踏まえ、産業用データや匿名加工化された医療ビッグデータ等、広く自由に流通させるべきデータと、個人情報や知財情報、安全保障上重要なデータ等、安全性を担保した上で流通させるべきデータを区別した検討を行う。

こうした取組について、今年日本が議長を務めるG20の機会を活用しつつ、日本が主導権を持って国際的な議論をリードしていくべきである。

② WTO 等におけるデータ流通ルールの整備

本年 1 月 25 日にスイス・ダボスで開催された世界貿易機関(WTO)の電子商取引に関する非公式閣僚級会合では、国際貿易の 90% 以上を代表する 76 の WTO 加盟国が WTO における交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。引き続き、データの自由な流通を含む、WTO における電子商取引に関するルール交渉について、中国等を含む可能な限り多くの加盟国とともにハイレベルなルール形成に向け、国際的な合意形成を進めるべき。

その他 FTA・EPA の交渉においても、データ流通に関するルールを盛り込んでいくよう取り組んでいく。

(3) 国内データ流通環境・基盤の戦略的整備

① 省庁横断の新たな専門組織・司令塔の設置 & 個人情報保護法の見直し

国際的データ流通の枠組み構築にあたっては、その前提として、国内におけるデータの収集・保管・管理・流通等について、強固かつ明確な枠組みを構築していく必要がある。具体的には、量子科学技術等、データセキュリティに資する研究開発、データ・フォーマットの共通化・汎用化、データクレンジングの推進、データ流通の際のプライバシーやセキュリティの確保、Society5.0 におけるサイバーセキュリティ・フレームワークの推進、産業競争力強化の観点から機微技術から一般技術情報までデータの種類や構造に応じた戦略的管理、データポータビリティや API 開放などの方針作成、など課題は省庁横断的に多岐にわたる。

このため、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成される、国内外のデータ・デジタル市場に関する専門組織・司令塔(「デジタル市場競争本部」(仮称))を早期に創設する。同組織には、データポータビリティや API 開放を始めとする上述のデータ利活用に係る多岐な課題への対応を通じたイノベーション促進のための権限とともに、後述する GAFA 等のグローバルなデジタル・プラットフォーマーがせめぎあうデジタル市場を俯瞰・評価し、競争・イノベーションを促進する観点から、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

併せて、個人情報保護法について、個人が自らのデータの利用を企業等に対し停止できる仕組みの導入を含め個人情報の望ましくない利用の防止措置や国内外企業への内外無差別の適用策を講じる一方、活用が必ずしも進んでいない匿名加工情報について、より利活用が進む仕組みへと見直すなど、来年の通常

国会に向けて改正を検討する。

以上、デジタル市場競争本部(仮称)を司令塔とし、各省庁連携の下、個人情報保護・利活用法(仮称)及び後述のデジタル・プラットフォーマー取引透明化法(仮称)を車の両輪として、データ駆動社会における戦略的枠組みを構築していく。

②日本発の新たなデータ流通促進モデルの振興

日本発のモデルとして、民間におけるデータ流通促進の取組みを、国際連携の下で推進すべきである。具体的には、データの提供者と利用者を仲介し、売買等による取引を可能とする「データ取引市場」や、個人のデータの管理とともに、個人の許可に基づき本人個人に代わって妥当性を判断し第三者にデータを提供する「情報銀行」などの仕組みを推進する。

また、電子データの安全な長期保存を可能とするタイムスタンプをはじめ、改ざんや送信元のなりすまし等を防止するトラストサービスの制度整備や開発実証について、国際的相互運用性の観点も踏まえて推進していく。

更に、AI やデータの利用に関する契約上の課題や考慮要素等を整理した「AI・データの利用に関するガイドライン」の国際的な発信や、国内における分野別データ標準の整備と国際標準化の取組との連携などに取り組むべきである。

5. デジタルトランスフォーメーション（DX）～政府と企業のデジタル化～

（1）生産性向上を妨げる「レガシーシステム」の解消

老朽化・複雑化・ブラックボックス化したレガシーシステムの残存により、新たなデジタル技術の導入やデータの利活用がしにくくなる、いわゆる IT システムの「負債化」が発生するとともに、システム障害等のリスクの高まり等も懸念される。他方、急激に技術発展が進む中、事業者自身が、既存の IT システムの現状分析を行うことは容易でなく、システム刷新の大規模投資に対する経営判断を躊躇する傾向にある。このため、以下に取り組んでいく。

- 事業者自身が取り組む DX の状況（レガシーシステムの刷新を含む）や IT システム等のガバナンスの状況に関する診断指標や診断スキームの構築
- AI・データ時代の IT システムへ刷新する際の失敗リスクを低減するための分野別での共通プラットフォームの構築支援
- コネクテッドインダストリーズ税制や IT 導入補助金などによる民間部門における DX を強力に推し進めるための環境整備

(2) 中小企業のスマート SME プロジェクトの推進

欧米諸国では、中小企業・小規模事業者の生産性向上にデジタル化が貢献している一方で、我が国では平成の 30 年間でそれほどは進んでおらず、むしろ発展途上にあるアジア諸国等において一足飛びにデジタル化が急速に進みつつある。このため、ものづくり補助金や IT 導入補助金をはじめとする支援措置を講じてきているが、引き続き中小企業にとって使い勝手の良い措置に見直すなど徹底を図っていく。

また、これまでの守りの IT 導入（業務効率化等）に加え、攻めの IT 導入（売上拡大等）、更にはデータ活用まで、先導的なデジタル化を支援する。このため、デジタル化を武器に成長しようとする中小企業を「スマート SME」と呼び、この爆発的な増加を目指す包括的な取組として「スマート SME プロジェクト」を進めていく。具体的には、以下のような取組みを進めていく。

- 中小企業関連補助金においてクラウドサービス等のデジタルツールの利用を加点補助する等、スマート SME 推進補助金の創設
- 国内外の EC やクラウドファンディング等も活用した販路開拓
- 中小企業の実態に合った AI ツール開発と AI 人材育成の一体的推進

(3) 公共部門における DX の促進

① 政府情報システムの予算・調達の一元化、「クラウドバイデフォルト」の徹底等

今国会に提出されているデジタル手続法において、デジタル・ファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップのデジタル化 3 原則が明確化され、行政のデジタル化は大きな転換期にある。今後、行政手続きにおける対面での本人確認や原本確認の必要性を精査し、3 原則の例外は極力排するとともに、行政機関間の連携等を通じて、添付書類は必要最小限のものにしていくことが必要である。

また、従来の各府省縦割りを転換し、財務省と連携しつつ内閣官房 IT 総合戦略室に政府情報システムに係る予算・調達を一元化すべきである。その際、行政システムのクラウドバイデフォルトの実現に向け、セキュリティ確保の観点から、政府が利用するクラウドの安全性評価制度を導入し、継続的な体制を構築していく。

なお、政府における DX 推進にあたっては、国民の利便性の観点から、マイナンバーカードおよびマイナポータルの活用を前提とした設計を図って

いく必要がある。

また、事業者の行政手続コストの削減と利便性向上のため、法人デジタル・プラットフォームを構築すべきである。

②地方自治体における DX 推進のための業務・システムの標準化

住民サービスのフロントエンドである地方自治体においてこそ、デジタル・ファースト、ワンストップ・ワンスオンリーの原則が徹底されるべきであり、地方自治体の DX の取組を強力に推進する。

そのためには、AI や RPA の活用、IoT 機器のセンサー・映像によるリアルタイムデータの活用、データのオープン化による市民協働型のサービス向上、窓口等における多言語翻訳システムの導入などを進める必要がある。

また、地方自治体毎にバラバラな業務プロセス・システムを改め、新たな技術を活用した標準的かつ効率的な業務プロセス・システムの構築が必要である。このため、地方自治体やシステムベンダを含む関係者がコミットした形で各行政分野のシステム標準設定を進めるとともに成功事例の全国展開を図る。更に、自治体ごとにカスタマイズされ硬直化したレガシーシステムを刷新し、パブリッククラウド等を活用することが不可欠である。国の制度と連携しつつ、セキュリティを確保した上で、自治体におけるパブリッククラウド等の活用促進のための技術的要件を速やかに周知すべきである。

(4) 個別領域での DX 推進

①建築改革をもたらす BIM の普及促進

建築物の企画・設計・施工・維持管理等に 3 次元のデジタル情報を活用して生産性を向上させる BIM (Building Information Modeling) の取組が、シンガポールのバーチャル・シンガポールはじめ国際的に広がりを見せている。

国内では、大手建設事業者を中心に 2020 年を一つの目標として施工 BIM を導入する取組みが進められているが、中小建設事業者での取組は遅れている。また、設計事務所が担う企画・設計のプロセスでの BIM の取組も未だ十分とは言えない。以下の施策を検討し速やかに実行していく必要がある。

- 国土交通省が発注する官庁営繕工事で実施されている BIM の取組を、他の機関や地方自治体が発注する建築工事にも横展開し、大規模物件から中小物件へ、大手事業者から中小事業者へ、官発注工事から民間発注工事へと BIM 普及のすそ野を広げていく。

- 発注者や設計者、建設事業者が BIM 導入の初期段階で直面する情報化投

資と人材育成の課題解決方策を検討して速やかに実施する。

- BIMによる建築確認申請の普及に向けて、確認申請の大半を取り扱っている指定確認検査機関等による確認申請の電子化対応の支援等を進める。
- BIM導入を戦略的に進めるため、国が主導して関係者の協議の場を設け、直面する課題とその対策、官民の役割分担や工程表等をとりまとめる。

②デジタル・プラットフォーム型金融アーキテクチャーの構築

川上から川下まで既存の金融機関によって独占されている現在の金融アーキテクチャーについて、デジタル技術の進展を踏まえ、金融商品を提供する者（金融商品提供者）と利用者を結ぶチャネルを多様化し、金融商品提供者についても、参入コストを引下げ多様化していくことで、デジタルなプラットフォームを通じて、金融商品提供者と利用者が多層的・多重的に繋がる、デジタル・プラットフォーム型の金融アーキテクチャーへと転換する。

このため、以下の取組を強化する。

- 金融機関のAPI開放について、金融庁において定期的に接続状況・接続条件等の実態調査・公表を行う等を通じて、銀行及びFinTech事業者双方にとってWin-Win関係を促進していく。また、顧客と銀行の間の取引記録など顧客に帰属すべき情報の顧客の意思に基づく開放について、積極的に取り組む。
- 現在、銀行代理業、金融商品仲介業、保険募集人等、縦割りになっている既存の金融サービス仲介・代理業に加えて、FinTech企業等による消費者の側にたった電子的な代行業についての新たな枠組みとして、申請をワンストップで行える「金融サービス仲介法制」を実現する。
- 1回100万円を超える送金について、銀行と現行の資金移動業の間に新たな類型を設けて、銀行以外でも可能とする等、決済法制全体の横断化と柔構造化に向けた改正を図る。
- 既存金融機関の信用力は依然として高く、地方銀行等によるFinTech企業と中小・小規模事業者のマッチングや地方銀行等とFinTech企業の連携・グループ化を通じた生産性向上支援の促進等を図っていくことが必要である。

③キャッシュレス化の推進～手形・小切手の電子化、ペイロール～

政府が掲げるキャッシュレス決済比率40%の達成に向けて、消費税率

10%引上げ時に実施されるポイント還元に向けた準備を徹底するとともに、金融 EDI と商流 EDI の連携、EDI と企業の財務・決済システムや IT・クラウドサービス等との連携の推進に引き続き取り組んでいく。その上で、

- 手形・小切手の電子的な仕組みへの移行について、「5年間で全国手形交換枚数の約6割が電子的な方法に移行」が中間的な目標と設定されており、多様な利用者に配慮しつつ、取り組むべきである。

更に、納税・公金納付・受領について、関係者が連携しつつ、バーコード・QR 等の活用や納付済通知書記載の情報の電子化などキャッシュレス化の推進に向けた IT による利便性向上・効率化に取り組む必要がある。

- 賃金支払いについて、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、ペイロールカードやスマホ上のウォレット（資金移動業者への口座）への賃金の支払いを、労働者保護の観点からの適切な安全確保策を講じつつ可能とすることを検討する。

(5) 誰もが DX の利便性を享受しうる共生社会の実現

DX の推進にあたっては、今後の超少子高齢・人口減少局面において誰もがその利便性を享受しうる環境整備が必要である。そのため、高齢者等が身近な場所で、身近な者に相談できる体制の整備（デジタルサポート制度の導入）や、高齢者等が自ら、社会全体の働き方改革の中で、テレワークなどを活用して IT 人材として活躍できるよう、地域における人材育成の場を整備する。

また、今後増加する高齢者の認知機能や身体機能の低下に対応するため、高齢者のフロントランナーと言われる障害者向けの支援機器・サービスの開発を促進する障害関連データの共有プラットフォームを構築し、日本発の新たな市場を創出する。

6. データ駆動社会の基盤整備

(1) AI・データ時代の人材育成のための教育システム改革

日本社会が徹底した DX を実現するためには、デジタル社会の「読み・書き・そろばん」である「数理・データサイエンス・AI」に関する知識と技能を全ての国民が育み、あらゆるレベルでデジタル・リテラシーを持つ人材を育成するための教育システムの改革に取り組む必要がある。

①教育現場の隅々に教育 ICT・EdTech を活用

大学教育等との接続を念頭に、全ての高校生に AI の基礎となる理数素養や基本的情報知識を習得させるとともに、小中学校を含め、ICT に精通した外部人材登用数の大幅増、生徒 1 人 1 人が端末を使った授業を受ける環境整備などに取り組むべきである。

まずは、目指すべき子どもの姿・授業の姿、そのために必要な ICT 環境についての目標を、首長部局・教育委員会、学校、保護者、ベンダー等の関係者間で十分に共有するとともに、標準仕様書の提示やセキュリティポリシーの改訂等により ICT 機器等をできるだけ安価に調達する対策を講ずる。加えて、BYOD (Bring your own device) の利活用等についても検討を行う。さらに、学習・教育コンテンツの共有や個々の子どもに応じた指導を実現するため、教育分野におけるクラウド環境の整備を進めていく。

また、第 4 次産業革命や、AI・データ時代を生き抜く人材を育成するためには、①文理横断の課題に触れられるような STEAM 教育を実現する多様な授業プログラムの開発、②学びの生産性及び質を向上させ、個々の子どもの力を最大限に引き出すための EdTech の開発や利活用環境の実現、③教員の研修プログラムの充実、④EdTech 等の導入を検討する自治体へのサポート体制の構築が必要であり、具体的な実現方法について検討を行うべきである。その際、他者との協働する力や道徳性を養うことに留意することも重要である。

さらに、先端技術を活用した学習ログ等の収集・分析等による児童生徒の学びや教師の教育指導へのフィードバックを実現するとともに、各自治体において、統計的に質の高い教育データの研究者や民間と協働した収集・分析・利活用を充実し、国も、そうした先進的取組を連携・横展開するなど積極的に支援するべきである。

②世界と闘えるデータサイエンス人材の育成

全ての大学卒業生が数理・データサイエンス・AI の基礎を取得可能となるよう、大学・高専における標準カリキュラムの全国展開に早急に取り組むとともに、統計学をはじめ、産業界と連携したデータサイエンス分野の専門的教育プログラムの設定・強化を推進し、学生の AI リテラシーや応用基礎学力の取得に積極的に取り組む大学を政府として支援し、優れた教育プログラムを政府が認定する制度を構築していく。

また、社会人の誰もが数理・データサイエンス・AI 教育を大学等で履修できる環境の整備、大学間連携のネットワークの更なる高度化等に取り組む

べきである。

更に、トップクラスの AI 人材が育つ環境が重要であり、若手の挑戦的研究への重点的な支援や海外挑戦機会の拡充、世界をリードする外国研究者の招致などについて検討する。AI 関係の研究機関等を連携するための AI 研究開発ネットワークを構築するとともに、日本の強みを活かした実世界産業への AI 応用研究開発を進めるべきである。

(2) デジタル基盤整備

社会全体の徹底した DX を実現するためには、AI や IoT 等のデジタル技術やデータの活用を可能とするデジタル基盤やデータ流通基盤の整備が不可欠である。

①5G 環境の普及、光ファイバー網の整備

5G の全国展開を着実に推進するとともに、地域に密着した課題解決やスマート工場・農業などに活用されるローカル 5G に必要な制度整備や、5G による地域課題解決に向けた開発実証を推進していく。さらに、5G の普及・高度化に向け、基地局の小型化や高エネルギー効率化、高信頼性化等に関する研究開発を推進すべきである。あわせて、自動運転やスマート農業、遠隔医療といった 5G の利活用を支える 5G 基地局や光ファイバーなど情報通信インフラの全国整備を進める。更に、さらなるネットワーク機能向上に向けた 5G の高度化や量子通信等の研究開発を強化するとともに、その成果のビジネス化支援やオープンイノベーションを促進する環境整備を行い、海外展開を見据えた我が国技術優位性を確保する。

②災害に強いネットワークの実現

災害に強いネットワークの実現に向けて、HAPS (High-Altitude Platform Station) を用いた移動通信システム実現のための研究開発を推進するべきである。また、地域での新サービスの実現に寄与するデータの地産地消を推進するとともに、都市部での大規模災害発生のリスクを回避するため、地域 IX 等活用による地域分散型ネットワーク構成への移行を進めるべきである。

③4K・8K の産業横断的な活用

超高精細映像技術である 4K・8K について、衛星放送での活用及び医療やセキュリティなど幅広い分野での利用を両輪として普及させることにより、

産業横断的な基盤としての確立を図っていく。

④G空間社会の実現

高精度の位置情報とAI、ビッグデータ等の最先端技術を高度に組み合わせたG空間社会（地理空間情報高度活用社会）は、IoT、IoSによる新たな価値を創出するための重要な基盤であり、その早期の実現に向けて、「G空間プロジェクト」を強力に推進していく。2023年度を目途に7機体制を確立する準天頂衛星システム「みちびき」については、機能・性能を向上させ、地上設備の開発・整備及びセキュリティ対策を強化する。また、G空間情報センターを中心として、防災・物流・鉄道・自動運転・農業等の様々な分野においてG空間情報を用いた高度な技術の社会実装を進め、新産業・新サービスを具体化するとともに、サイバーとフィジカルを高度に融合したSociety5.0の実現に向け、スマートシティの取組を加速化する。

（3）デジタル時代の規制の再設計・官民連携によるルール作り

AIやIoTなどのセンサー・データ活用技術等の社会実装を踏まえ、規制の再設計・見直しを進める必要があり、規制のサンドボックス制度等の活用に加え、未来投資会議や今夏に改組する政府の規制改革推進会議においても「デジタル時代の規制の在り方」をテーマとして、集中的に取り組むべきである。

①デジタル技術の社会実装を踏まえた「規制の精緻化」

例えば、高圧ガス保安法では、IoT、ビックデータ（常時監視データ）の活用等により高度なプラント保安を行う事業所を「スーパー認定事業所」と認定し、プラントの連續運転期間を通常より長く認める他、定期検査を大幅に合理化（1年毎最大8年）するといった、「規制の精緻化」を実施しており、他分野の安全規制についても同様の規制の再設計を進めるべきである。

また、金融・決済関連法制においても、例えば、割賦販売法において技術やデータを活用した与信審査の手法を許容するなど、与信イノベーションを促進することで消費者保護の精緻化を図るべきであり、他分野においても同様に「規制の精緻化」の考え方を進めるべきである。

②官民連携による多様な規制手法のルール整備

AI・データ関係など新しい規律が必要な分野では、技術やビジネスのスピードに対応しつつ実効的な規律を設けるため、自主規制、法規制、双方を組

み合わせた共同規制など多様な手法でルールを整備する必要がある。

例えば、AI の透明性確保等について、欧米では官民による自主規制・認証などの検討が本格化しており、日本としても、企業による説明責任の確保などの方策の在り方を官民で具体化すべきである。

既に、シェアリングエコノミーの事業者団体は、事業者が遵守すべき事項を定めたガイドラインに基づく民間認証制度を運用、また、日本 IT 団体連盟も情報銀行の認定事業を始めている。透明性・公平性の一層の確保やこれらの事業の更なる推進に向けてガイドラインを見直すとともに、日本が主導して国際標準化を進めるべきである。

加えて、あらゆる社会システムがデータにより「つながる」デジタル時代において、官民連携による共同規制アプローチを実現するためには、あらゆるステークホルダーがデータ連携の全体構成に対して共通認識をもつための、全体見取り図としてのアーキテクチャーを設計する必要があり、さらに、アーキテクチャーに基づいて標準を定め、多様な主体のシステムへの参画やシステム間の相互運用性を担保することが不可欠である。米国の NIST（米国国立標準技術研究所）が行っているフレームワークの策定や標準化に向けた活動を参考としつつ、アーキテクチャー設計及び標準化の機能を強化すべきである。

（4）データ駆動社会の公正・透明なルール整備

規制の再設計・見直しとともに重要なのは、デジタル時代の公正・透明な取引ルールの整備であり、先ずは、GAFA などのデジタル・プラットフォーマーについて、以下のとおり取組を加速化させる。

①独禁法の厳格な運用とガイドライン等の整理

先ずは、引き続き、現行の独占禁止法を厳格に適用するとともに、公正取引委員会においては、自らの考え方を外部に現れる形で十分に整理・蓄積していくとともに、必要に応じ、ガイドラインの整備を行っていく必要がある。また、デジタル・プラットフォーマーと消費者との関係に独占禁止法の優越的地位の濫用規制を適用する際の基本的考え方やプラットフォーマーによる企業買収についてデータの価値評価を含めた審査基準の基本的考え方を早急に整理する。

併せて、デジタル資本主義への対応や積極的な国際協力のための公正取引委員会の体制の整備・向上が必要である。

②デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案と新たな専門組織設置

その上で、こうした公正取引委員会による取組を補完するとともに、公正で透明な市場の実現の観点から、包括的で介入的な事前規制ではなく、開示義務を中心とするデジタル・プラットフォーマー取引透明化法（仮称）の策定を検討する。

なお、上述4.（3）①のとおり、省庁横断的に多様かつ高度な知見を有する専門家で構成されデータ・デジタル市場に関する専門組織（デジタル市場競争本部（仮称））を早期に創設し、データポータビリティやAPI開放などのイノベーション促進のための権限とともに、独禁法等の関係法令に基づく調査結果等の報告を聴取する権限、デジタル市場に関する基本方針の企画・総合調整の権限、各国の競争当局との協力・連携の権限を付与する。

③一国二制度の廃止

個人情報保護法・電気通信事業法・旅行業法等の業法等において、内外事業者間で適用に差があり、競争環境の不公平性が指摘されていることから、海外事業者に対する国内への代理人の設置を進め、課徴金を始めとした罰則を適用する等、実効性のある規律の検討を進めることで、内外事業者の競争環境のイコールフッティングを早急に実現する

7. SDGsへの取組み加速とイノベーションへのチャレンジ

（1）SDGsとESG投資の推進

2015年の国連サミットにおいて、グローバルな社会課題を解決し、持続可能な世界を実現するための国際目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）が採択された。今や世界中の企業がSDGsを経営の中に取り込むことでESG投資（Environment、Social、Governanceに配慮した投資）を呼び込もうと力を注いでいる。日本においても、SDGsと経営を結びつけることで企業価値を高めるべく先鋭的な取組を進めている大企業・ベンチャー企業も多く見られる。

このような流れを踏まえ、企業等の経営戦略へのSDGsの組込みを推進するとともに、SDGs経営に先進的に取り組む企業の視座やメッセージをまとめた指針を策定して国内外に発信していく。

加えて、ESGのSに関わる女性活躍やダイバーシティー経営推進の観点から、上場企業の女性役員の状況やESG投資における女性活躍情報の活用状況の公表

を進めるとともに、「ジェンダー投資」についても後押ししていく。

(2) イノベーションを通じた環境課題の解決

ESG の E に関する環境問題の解決の観点から、SDGs やパリ協定の長期目標に向けて、ビジネス主導のイノベーションを通じた取組が不可欠である。6月の G20 サミットに向けて、世界全体での脱炭素化や海洋プラスチックゴミ対策を我が国が主導していくため、ビジネス主導で「環境と成長の好循環」を実現していく社会へのパラダイム転換を図る必要がある。このため、

- 再生可能エネルギー・水素利用、二酸化炭素回収・貯蔵・利用 (CCUS)、セルロースナノファイバー (CNF) や窒化ガリウム (GaN) などの非連続的なイノベーションに取り組む民間の動きを後押しする。
- 世界的課題となっている海洋プラスチックごみ問題の解決に向け、革新的なプラスチック代替素材技術（海洋生分解性プラスチック、植物由来プラスチック、セルロース、紙等）の開発を促進し、世界のマーケット獲得につながるよう強力に支援する。

(3) 再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現

2018 年 10 月に国連気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が公表した特別報告書は、地球温暖化を「 2°C 以内」ではなく「 1.5°C 」に抑える必要があることを指摘し、温室効果ガス排出量を 2050 年頃に「正味ゼロ」にもっていく必要があると分析している。

引き続き、再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、最大限の導入に全力をあげていく必要がある。国民負担を抑制しつつ、最大限の導入を進めるためには、コスト低減を進めるとともに、系統制約の克服、そのための電力ネットワークの改革が不可欠となる。脱炭素化の実現に向け、地域間連系線の増強を含め、再生可能エネルギーの導入を後押しするような形で電力ネットワークの強靭化や、必要な供給力・調整力の整備を含めた電力投資の確保に向けた仕組みを整えるべきである。また、再生可能エネルギー拡大のボトルネックとなっている調整力を補う意味で、蓄電池、水素など蓄エネ技術の高性能化、低コスト化を図るとともに、デジタル技術を活用した高度なエネルギー・マネジメントを普及させていくべきである。

加えて、原子力規制委員会によって世界で最も厳しい規制基準に適合すると認められた場合には、立地自治体等関係者の理解と協力を得つつ、原発の再稼働を進める。更なる安全性の向上や円滑な廃炉に対応するための技術・人材の

維持に向けた取組を進める。

2018年に創設された「非化石価値取引市場」についても、FIT 終了後を見据えて、育成・活性化し、市場メカニズムを活用した非化石エネルギーの拡大につなげていく。洋上風力発電や地熱発電、など、地域ごとの特色のある再生可能エネルギーを、地域と共生する形で導入を進め、競争力のある再生可能エネルギーを地産地消することなど分散型地域エネルギーシステムの社会実装を通じて、地域の活性化や地域のレジリエンス強化につなげていく。

(4) ESG の充実と金融と環境・経済・社会の統合的向上を図る地域循環共生圏

ESG 金融の資金の流れを太くし、新たな成長を牽引するため、直接金融について、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みに沿った見える化の促進、企業と投資家の対話のための「環境情報開示基盤」等を通じた ESG 情報の開示促進、グリーンボンドの発行促進、ESG 投資家・金融機関による ESG 投融資の実務能力の向上支援を図る。間接金融については、ESG 地域金融の普及拡大を図る。更に、ESG 金融リテラシー向上や、ESG 金融ハイレベル・パネルを通じ、金融機関等の ESG 金融へのモメンタムの維持・醸成を図り、ESG 金融大国を目指す。

さらに、これらの取組とも連携しながら、各地域において、再生可能エネルギーの地産地消の取組、国立公園等の外国人利用者数の増加、SATOYAMA イニシアティブ等を通じ、地域資源の価値を見出し、持続可能な形で活用することを通じて、自立・分散型の社会を形成するとともに、広域的なネットワークも活用し、地域における環境・経済・社会の統合的向上を図る「地域循環共生圏」を創造していく。

(5) STI for SDGs の取組加速化

世界の共通認識である SDGs の達成に向けた取組みは、女性活躍や環境課題の解決を超えて、新たな商品・サービスを生み出す機会を創出し、イノベーション創出に不可欠なものである。本年は、G20 大阪サミットや TICAD7、国連 SDGs サミットが開催されることから、我が国が「SDGs のための科学技術イノベーション (STI for SDGs)」の推進を牽引し、我が国の貢献を発信するチャンスである。このため、我が国が提案した「STI for SDGs ロードマップ策定のための指導原則」を G20 等と共有するとともに、我が国の先導的な取組を示すことで、各国のロードマップの策定を促進・支援することが極めて重要である。また、世界の SDGs ニーズと日本の科学技術イノベーションシーズをマッ

チングするプラットフォームを構築していく。

(6) 科学技術イノベーションの国際的・戦略的展開

「AI- Ready な社会」を世界に先駆けて構築し、AI を有効かつ安全に利用するため、G20 で「人間中心の AI 社会原則」を打ち出し、世界各国と共有するべきである。さらに、国際的な議論のリーダーシップをとり、コンセンサスの形成を目指すとともに、SDGs の実現を支える Society5.0 の社会像を世界に示し、国際社会の協調的かつ創造的な新たな発展に寄与していく。

リアルの世界におけるプラットフォーマーの独占を阻止し、スマートシティの実装をオープンに加速するため、G20 大阪会合で「グローバル・スマートシティ・コアリッシュン」を提唱すべきである。さらに、各国の成功事例及び必要となるルール、制度上の課題、データ連携基盤の基本的考え方等の知見を共有するプロセスを構築し、各国共通の認識を醸成するとともに、スマートシティに関する二国間・多国間の協力を推進していく。

世界は破壊的イノベーションの創出に向けて取り組んでおり、ムーンショット型研究開発をはじめ、本格的な国際共同研究を抜本的に強化していく。

(7) バイオエコノミーが切り拓く新たな成長

21世紀は「バイオの世紀」といわれ、バイオ（合成生物学等）とデジタルの融合により、高付加価値製品（バイオ医薬・機能性食品・革新バイオ素材・燃料等）の創生を可能とする、バイオエコノミーを推進していく。

OECD は、2030 年のバイオ市場が GDP の 2.7%、約 1.06 兆ドル（約 120 兆円）に成長すると予想しており、米国・欧州はバイオエコノミー推進のための長期計画を既に持ち、中国も 2020 年目標としてバイオ産業市場を GDP 比 7 % とする目標を有している。

しかし、我が国には、こうした明確な形での計画は存在していない。今後は、従来の「分散型」から脱し、産官が市場領域をターゲット設定してそこに持てる力を「集約化」した上で、世界中の人才、投資、研究、データを呼び込み、イノベーションを創出していく必要がある。

まずは、政府として、バイオエコノミー推進のための省庁横断的な計画を策定すべきである。この際、大企業間での連携はもとより、ベンチャーや大学とのオープンイノベーション、地域における実証、データの活用、国際的な連携とこれらを進める人材育成が重要な柱となる。

また、バイオによる高付加価値な製品が、適正なコストで、安定供給されしていくためには、原料調達から製造工程、流通、消費者受容にわたる環境整備が必要となる。

更に、地域には、山林を保全する際の間伐材や、名産品を製造する際の廃水・残渣、家畜飼育の際の廃棄物など、コストをかけて処理するバイオマスが存在し、これらから地産地消で高付加価値品を創造し、地域からバイオエコノミーを形成し、世界へ発信していくべきである。

具体的には、以下の取組を推進する。

- 生物プロセスにおける原料供給、製造技術・工程開発に係る産業の振興、データ活用（バイオ製品（薬や材料）の高度化・試作に資する産業の振興）
- 地域でのバイオエコノミーの実証と国際連携地域の产学研連携による、バイオから高付加価値品を作る成功例を創出し国際展開（環境対応アジアバイオエコノミー圏創出）
- バイオ製品の価値の見える化、環境・安全の適正評価（表示・標準の普及、公共調達、社会実装に繋がる規制）
- バイオベンチャーへの投資環境整備（上場・退出基準の見直し、バイオインデックスの算出と活用、海外投資家の誘引）

経済成長戦略本部ヒアリング実績

2月 5日 (火)

議 題 今後の成長戦略の方向性について

- 内閣府 1月18日（金）開催経済財政諮問会議について報告
(安倍政権6年間の経済財政政策の成果と課題)
- 高橋 進 日本総合研究所チエアマン・エメリタス
- 熊野 英生 第一生命経済研究所経済調査部・首席エコノミスト

2月 13日 (水)

議 題 人材の移動を活用した新たな成長戦略について

- 大久保 幸夫 株式会社リクルート専門役員兼
リクルートワークス研究所所長（人材移動）
- 小城 武彦 株式会社日本人材機構代表取締役社長（地方への人材移動）

2月 18日 (月)

議 題 Society5.0 からみた新たな成長戦略について

- 吉村 隆 日本経済団体連合会産業技術本部長
- 北野 宏明 ソニー株式会社執行役員コーポレート・エグゼクティブ
ソニーコンピュータサイエンス研究所代表取締役社長兼所長

3月 5日 (火)

議 題 対内投資、環境からみた新たな成長戦略について

- 石毛 博行 独立行政法人日本貿易振興機構理事長（対内投資について）
- 加藤 典裕 ローカルエナジー株式会社代表取締役（環境と成長について）

3月 12日 (火)

議 題 デジタルトランスフォーメーション(DX)による新たな成長戦略について

- 佐々木大輔 freee 株式会社代表取締役 CEO
(バックオフィスのIT化 API開放等による行政×民間サービス)
- 中村 彰二郎 アクセンチュア・イノベーションセンター福島センター長
(クラウド活用等による自治体のデジタルサービス×民間サービス)

3月 19日 (火)

議 題 コーポレートガバナンスと企業の資金からみた新たな成長戦略について

- 武井 一浩 弁護士・西村あさひ法律事務所（コーポレートガバナンス）
- 三瓶 裕喜 フィデリティ投信ヘッドオブエンゲージメント（投資家サイド）

3月 26日 (火)

議 題 新たな成長戦略について

- 坂村 健 INIAD(東洋大学情報連携学部)教授
- 宮川 潤一 ソフトバンク株式会社代表取締役副社長

平成31年 2月 5日現在

「経済成長戦略本部」

本 部 長	岸田 文雄		
座 長	林 芳正		
座長代理	新藤 義孝	岸 信夫	宮沢 洋一
副本部長	山際大志郎	木原 誠二	
委 員	猪口 邦子	平 将明	山本ともひろ
	あかま二郎	長谷川 岳	松下 新平
	越智 隆雄	赤池 誠章	小泉進次郎
	野村 哲郎	伊東 良孝	西村 明宏
	伊藤 忠彦	とかしきなおみ	
事務局長（兼）	木原 誠二		
事務局次長	小倉 將信	福田 達夫	古賀 篤
	堀井 巍	こやり隆史	

経済成長戦略本部PT一覧

PT1:新グローバル化時代の国際競争力強化 PT

こやり隆史 事務局次長

PT2：デジタル化時代の「価値競争」実現 PT

小倉 將信 事務局次長

PT3:地域活性化のための働き方改革・人材確保推進 PT

福田 達夫 事務局次長

PT4:格差の少ない「人」が主役の社会づくり PT

古賀 篤 事務局次長

PT5：災害に強く連結性の高い国土形成 PT

堀井 巍 事務局次長